随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	八代市のデジタル予約アプリを活用したモビリティ・ハブ実証実験委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　八代河川国道事務所長 飯島　直己 八代市萩原町１－７０８－２
契 約 締 結 日	令和　６年　４月２３日
契約の相手方の 氏名及び住所	八代市地域公共交通会議会長　福島　誠治
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	￥５，１００，０００－
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	￥０－
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備　　考	

随意契約理由書

１．件　　名：八代市のデジタル予約アプリを活用したモビリティ・ハブ実証実験委託業務

２．契約の相手方：八代市地域公共交通会議会長　福島　誠治

３．適 用 条 文 ：会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令第１０２条の４第３項

４．理　　由：

八代市では、ＪＲ新八代駅周辺を中心として、重要港湾八代港や九州縦貫自動車道のインターチェンジ、九州新幹線などの交通結節機能を最大限生かした、拠点性の高いまちづくりを加速度的に進めているところである。

本社会実験により、ＪＲ新八代駅にデジタル予約アプリで利用するサービスを選択できる「モビリティ・ハブ」を形成するとともに、新たな交通ネットワークを展開することで、ＪＲ新八代駅周辺のにぎわいを創出するとともに、マイカーを持たなくても便利に移動できる地域づくりに必要な施策を検討することとしている。

このうち、本業務では、社会実験の実施にあたり、ＡＩオンデマンドバス、タクシー、レンタサイクル等様々なモビリティサービスをワンストップで検索・予約ができるプラットフォーム（デジタル予約アプリ）の開発、ＡＩオンデマンドバスの運行を行うものである。

八代市地域公共交通会議（以下「協議会」とする）は、本社会実験の実施に先立ち発足し組織された協議会であり、構成員には当該施策を実験開始するに向けて調整が必要な関係機関が含まれている。また、実証実験後の効果や課題を検証できる唯一の組織である。

以上の理由から協議会が本委託業務を実施することができる唯一の機関であり、他の団体では遂行することができない。

したがって、本業務は会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３項により、協議会を委託先として随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）
道路管理課長　服部　浩一